

# 土地改良施設維持管理適正化事業 定期的な整備補修による 施設の機能保全に向けて

整備補修事業(一般型・連携管理保全型)、  
施設改善対策事業、安全管理施設整備対策事業



令和8年3月

**全国水土里ネット**  
(全国土地改良事業団体連合会)  
中央土地改良管理指導センター

## はじめに

急峻狭小で約 70%が森林という国土で、1 億 2 千万人を養う日本。  
この豊潤で緻密な土地利用を可能にしたのが、農地に張り巡らされた農業水利施設網。

農業水利施設網は、先人達が造り上げた地域の合意形成の賜物であり、農家の共同作業によって自主的に管理されてきました。農業水利施設網は、今日的な技術に支えられながら、時代を超えて脈々と受け継がれ、農業生産だけでなく、生き物を育み、伝統文化を継承するなど様々な役割を担っており、人々の暮らしと密接に関わりを持ちながら、日本の風土に溶け込んできました。



しかし、現在、基幹的水利施設の多くは、戦後から高度成長期に整備されたものであるため、老朽化が進行しています。

こうした課題に対応し、農業水利施設を次の世代に適切に引き継いでいくためには、定期的な整備補修を適期・的確に行うことにより、施設更新までの期間を出来るだけ長くして、経済的な負担を極力抑えることが重要になります。

土地改良施設維持管理適正化事業（以下「適正化事業」という。）は、定期的な整備補修に対する支援を通じて、農業水利施設の機能を耐用年数まで全うさせるとともに、土地改良区等施設管理者の管理意識の昂揚を図るため、昭和 52 年度に創設されました。

適正化事業は、団体営規模の小規模な施設の整備補修でも活用することができ、また、土地改良区等が負担する事業費の一部を5年間（あるいは3年間）に分けて積み立てる仕組みのため、土地改良区等の財政負担の軽減、平準化を図ることができるなど、他の事業にはない特色を備えており、適切に活用することにより、小さな投資で大きな効果が期待できる事業となっています。

### 適正化事業のポイント

- 土地改良区等が、5年（又は3年）間に分けて均等に事業費の一部を積み立てることで、管理意識の昂揚・醸成が図られ、計画的に整備を行うことができます。  
さらに、個々の土地改良区等の自主積立ではなく、全国の土地改良区等による相互扶助の仕組みとすることで、個々の財政事情に左右されることなく、造成した資金を有効に活用することができます。 **【自主性】**
- 施設管理に関する専門的な知見を持った管理専門指導員の診断結果に基づき、計画的かつ効果的に整備補修を実施することができます。 **【計画性】**
- 国及び地方公共団体の助成が受けられます。  
土地改良区等が負担する事業費の一部は、5年（又は3年）間に分けて均等に積み立てる仕組みとなっており、負担の平準化が図られます。  
適期・的確に整備補修を行うことで、施設の機能保全が図られ、施設をより長く使うことができるので、小さな投資で大きな効果が期待でき、財政の負担を軽減することができます。 **【経済性】**

## 適正化事業の構成

適正化事業は、大きく「整備補修事業」と、「防災減災機能等強化事業」に分かれています。

その中で整備補修事業は、「整備補修事業（一般型）」と「整備補修事業（連携管理保全型）」、「施設改善対策事業」、「安全管理施設整備対策事業」の5つに区分されます。主な内容は以下のとおりです。

事業名	事業内容	対象事業費	資金造成積立期間	国庫補助率	都道府県補助率(標準)
整備補修事業（一般型）	機能の保持と耐用年数の確保のために定期的（概ね5年間単位）に必要な整備補修	200万円以上	5年間均等	30%	30%
整備補修事業（連携管理保全型）	機能の保持と耐用年数の確保のために定期的（概ね5年間単位）に必要な整備補修	100万円以上	5年間均等	40%	30%
施設改善対策事業	水田地域で高収益作物導入に資する整備補修	200万円以上	3年間均等	30%	30%
安全管理施設整備対策事業	農業水利施設への転落防止を図る安全管理施設の整備	100万円以上	3年間均等		
防災減災機能等強化事業	防災減災、省エネ・再エネ利用、省力化に資する施設整備			5年間均等	50%

## 整備補修事業と防災減災機能等強化事業の比較

区分	整備補修事業（一般型） （昭和52年～）	整備補修事業（連携管理保全型） （令和7年度～）	防災減災機能等強化事業 （令和4年度～）
事業内容	・施設の機能保持、耐用年数の確保のため必要となる整備補修（原動機等のオーバーホール、用排水路等の整備補修）		・防災・減災（ため池、排水施設等の整備、用水施設の豪雨対策（堆積土砂の撤去）等） ・省エネ化・再エネ利用（用排水機、小水力発電施設等の整備） ・省力化（遠隔監視・制御機器等の整備）
事業費	・200万円以上	・100万円以上	・100万円以上
事業実施主体	・土地改良区、土地改良区連合（地区面積300ha以上等） ・市町村、一部事務組合、JA	・土地改良区、土地改良区連合	・土地改良区、土地改良区連合 ・市町村、一部事務組合、JA、認可地縁団体、一般社団法人
資金造成（全土連）	・国庫補助金と地方拠出金で造成（5年1期）	・国庫補助金と財政融資資金 <sup>*</sup> で1年目に造成 ・財政融資資金を地方拠出金で償還 ※1年目の事業費に占める地方負担相当額を全土連が借入れ	
国庫補助率	・事業費の30%	・事業費の40%	・事業費の50%
加入者等負担率	・土地改良区等40%（うち実施年度に10%上乗せ） ・都道府県30%（標準）	・土地改良区等30% ・都道府県30%（標準）	・土地改良区等30% ・都道府県20%（標準）
事業の仕組み	・5年1期の頼母子講 ・事業は5年間のいずれかの年度に実施	・単独施設で事業へ加入 ・事業は任意の年度に実施（基本的には加入初年度に実施） ・土地改良区等負担額は5年均等で拠出	

## 目 次

整備補修事業とは	4
1 整備補修事業（一般型）	4
2 整備補修事業（連携管理保全型）	5
3 施設改善対策事業	6
4 安全管理施設整備対策事業	6
図でみる整備補修事業の仕組み	7
整備補修事業実施の例示	9
I 整備補修事業（一般型、連携管理保全型）	9
1 揚水機場	9
2 ダム、頭首工及び樋（水）門	10
3 ため池	11
4 用排水路	12
5 畑かん施設	13
II 設備改善	14
1 観測用及び通信通報用設備	14
2 流木処理用設備等	15
III 定期的な整備補修を必要とする数個の施設の整備補修の態様	16
施設改善対策事業実施の例示	16
安全管理施設整備対策事業実施の例示	16
緊急整備補修の概要	17
1 緊急整備補修とは	17
2 緊急整備補修の実施方法	17
3 資金拠出の方法	17
4 安全管理施設の緊急整備補修	17
整備補修事業の加入から事業竣工までの流れ	18

# 整備補修事業とは……

整備補修事業は、ポンプやモーターの分解補修、ゲート等の塗装、用排水路の浚渫、機械等の部品の交換などのように、定期的に行う必要のある施設の整備補修に対する助成制度です。

整備補修事業では、管理の効率化のための水門等開閉機器の自動化や安全施設の設置、さらにポンプやモーターなどの一部更新も実施することができます。

## 1 整備補修事業（一般型）

土地改良施設の維持管理は、本来、土地改良区等施設管理者自らが行うべきものですが、土地改良施設の公共的機能が益々増大していることから、適正化事業による公的助成措置を講じることにより、施設管理者の高い意識の下、適正な施設管理による施設機能の保持と耐用年数の確保を図ります。

### （1）仕組み

整備補修事業（一般型）（以下「一般型」という。）は、一般の補助事業とは異なり、土地改良区等が行う整備補修事業の事業費のうち30%を拠出し、これに都道府県の補助金30%、国の補助金30%を合わせた90%を全国土地改良事業団体連合会（以下「全国連合会」という。）が土地改良施設維持管理適正化資金（以下「適正化資金」という。）として造成するものです。

① 一般型を実施しようとする土地改良区等は、事業に加入し、向こう5年の間に行う整備補修の計画を立てます。

② ①の土地改良区等は、①で計画された整備補修を行うために必要な事業費の30%を5年間均等に分割して積み立て（拠出金を拠出）ます。

③ 拠出金を拠出した①の土地改良区等は、5年の間に計画された年度に整備補修を実施しますが、その際に事業費の90%が適正化資金から交付されます。

残りの10%は自己負担となりますが、その際に、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）の農業基盤整備資金の融資を受けられます。

### （2）対象施設

団体営規模以上の土地改良事業により造成された農業水利施設（ダム、頭首工、揚水機場、樋（水）門、ため池、水路等）。

なお、実施に当たっては、その施設について都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）の診断・管理指導を受ける必要があります。

### （3）事業実施者

上記（2）の施設を管理している土地改良区、土地改良区連合、市町村、一部事務組合及び農業協同組合です。

なお、一般型における土地改良区にあっては、面積等の要件があります。

### （4）事業費

1地区当たりの事業費が200万円以上であれば、一般型に加入することができます。

### （5）整備補修工事の内容

#### ① 整備補修

機能低下防止、機能回復等のため、おおむね5年に1回程度の頻度で行う必要のある整備補修。

#### ② 設備改善

災害の未然防止、その他保安上又は設備の性能の向上等により、管理の効率化と労力節減を図るために必要とされる施設本体の附属設備の改善等。

#### ③ 一部更新

管理の効率化と労力節減を図るために必要となる施設（用排水機場におけるポンプ及び動力機器）の一部更新。

なお、具体的な整備補修工事の内容については、後掲（P9）の「整備補修事業実施の例示」を参照してください。

## (6) 拠出金及び交付金

### ① 拠出金

事業実施者は、次の算式により算出した金額を毎年地方連合会を通じて全国連合会に拠出します。

$$P = \frac{A \times 0.3}{5(3^*)年} \begin{pmatrix} P \cdots \text{毎年度の土地改良区等の拠出金} \\ A \cdots \text{一般型の事業費} \\ * \cdots \text{施設改善対策事業及び安全管理施設整備対策事業の場合} \end{pmatrix}$$

### ② 交付金

事業実施者は、事業実施年度に全国連合会から地方連合会を通じて、一般型においては事業費の90%の額（内訳：国の補助金30%、県の補助金30%、土地改良区等拠出金の5年分相当額（施設改善対策事業及び安全管理施設整備対策事業にあつては3年分相当額）30%）が、交付金として交付されます。

## (7) 緊急整備補修

予測し得ない事故等の発生や施設管理体制の著しい低下などの理由により、緊急に整備補修を実施する必要が生じた場合は、当該年度に整備補修できます。

詳細については、後掲（P 17）「緊急整備補修の概要」を参照してください。

## 2 整備補修事業（連携管理保全型）

将来にわたって地域の農業用水利施設を保全し、基幹施設から末端施設まで一連の用排水システムを健全に機能させるために土地改良区又は土地改良区連合が策定する連携管理保全計画（以下「水土里ビジョン」という。）に位置付けられる農業用水利施設（水土里ビジョンに位置付けられることが確実と見込まれる場合を含む。以下同じ。）の整備補修に対する助成を行い、施設機能の保持と耐用年数の確保を図ります。

### 水土里ビジョンとは

水土里ビジョンは、20～30年後の将来を見通して、「施設を保全するための役割分担や保全の取組」と「保全の取組体制を構築するための土地改良区の経営収支健全化」に関する事項について、関係者の議論を経て土地改良区が策定するものであり、令和7年4月の土地改良法改正により位置付けられました。

## (1) 仕組み

整備補修事業（連携管理保全型）（以下「連携管理保全型」という。）は、土地改良区等が行う整備補修の事業費のうち、地方負担相当額60%を財政融資資金から借り入れて、国の補助金40%と合わせて整備補修事業を実施します。

① 連携管理保全型を実施しようとする土地改良区等は、事業に加入し、任意の年度（原則1年目）に行う整備補修の計画を立てます。

なお、事業に加入するには、対象施設が位置付けられる水土里ビジョンを策定し、都道府県知事の認可を受ける必要があります。

② ①の土地改良区等は、①で計画された整備補修を実施し、地方負担相当額60%（県30%、土地改良区等30%）と借入利息相当額を5年間均等に負担（拠出）します。

## (2) 対象施設

一般型と同様ですが、水土里ビジョンに位置付けられる施設のみ対象となります。

## (3) 事業実施者

上記（2）の施設を管理している土地改良区又は土地改良区連合です。

なお、一般型において設定されている面積等の要件はありません。

## (4) 事業費

1地区当たりの事業費が100万円以上であれば、連携管理保全型に加入することができます。

## (5) 整備補修工事の内容

一般型と同様の整備補修工事に加え、施設の省力化・合理化に伴う施設の撤去が可能。

なお、具体的な整備補修工事の内容については、後掲（P 9）の「整備補修事業実施の例示」を参照してください。

## (6) 拠出金及び交付金

### ① 拠出金

事業実施者は、次の算式により算出した金額を毎年地方連合会を通じて全国連合会に拠出します。

$$P = \frac{A \times 0.3}{5} + \frac{R}{5} \begin{pmatrix} P \cdots \text{毎年度の土地改良区等の拠出金} \\ A \cdots \text{連携管理保全型の事業費} \\ R \cdots \text{財政融資資金の利息相当額} \end{pmatrix}$$

### ② 交付金

土地改良区等の事業実施者は、事業実施年度に全国連合会から地方連合会を通じて、事業費の100%の額（内訳：財政融資資金60%、国の補助金40%）が交付金として交付されます。

## 3 施設改善対策事業

水田地域において高収益作物を導入し、産地形成を行うために必要な土地改良施設の改善を図るため、高収益作物の導入促進に資する土地改良施設の整備補修を行うものです。

当事業は、一般型の一環として実施され、仕組みは、以下の(1)～(3)を除き、一般型と同様です。

### (1) 手続き

当事業に加入するには、「土地改良施設改善計画」を策定し、都道府県知事の承認を受ける必要があります。

### (2) 対象施設等

対象となる施設は、揚水機場、水路、水管理制御施設、その他必要と認められた施設で、高収益作物の導入促進に資する整備補修。

工事内容については、後掲(P16)「施設改善対策事業実施の例示」を参照してください。

### (3) 拠出期間

拠出金の拠出期間は3年です。したがって、向こう3年の間に施設改善工事を行うために必要な経費の一部(事業費の30%)を3年間均等に積み立て(拠出金を拠出)します。

## 4 安全管理施設整備対策事業

農業水利施設への転落防止を図るため、安全管理施設の整備を行います。

また、緊急に対策を講じる必要が生じた場合は、当該年度に緊急整備補修を行うことができます。

当事業は、一般型の一環として実施され、仕組みは、以下の(1)～(3)を除き、一般型と同様です。

### (1) 手続き

当事業に加入するには、市町村や学校等の団体と調整を図り、「安全管理施設整備計画」を策定し、都道府県知事の承認を受ける必要があります。

### (2) 事業費と対象工事

1 地区当たりの事業費は100万円以上となります(緊急整備補修は、この限りではありません)。

対象となる工事の内容は、農業水利施設への転落事故防止等を図るためのフェンス、蓋等の整備補修。

対象工事の内容は、後掲(P16)の「安全管理施設整備対策事業実施の例示」を参照してください。

### (3) 拠出期間

拠出金の拠出期間は3年間となり、仕組みは施設改善対策事業と同一です。

# 図でみる整備補修事業の仕組み

## ●整備補修事業（一般型）の仕組み

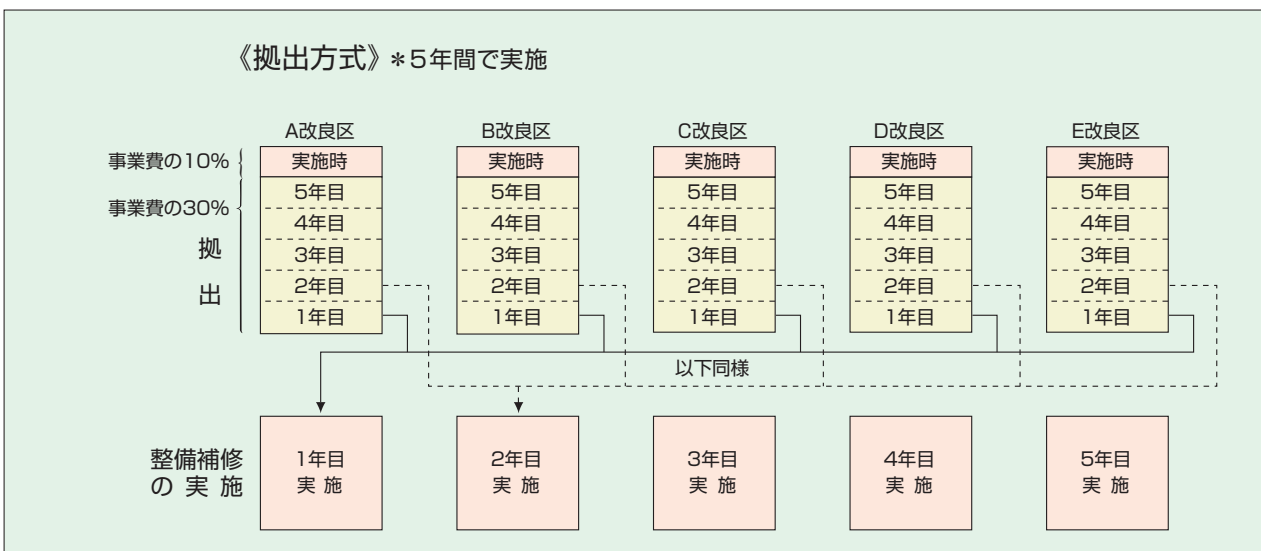
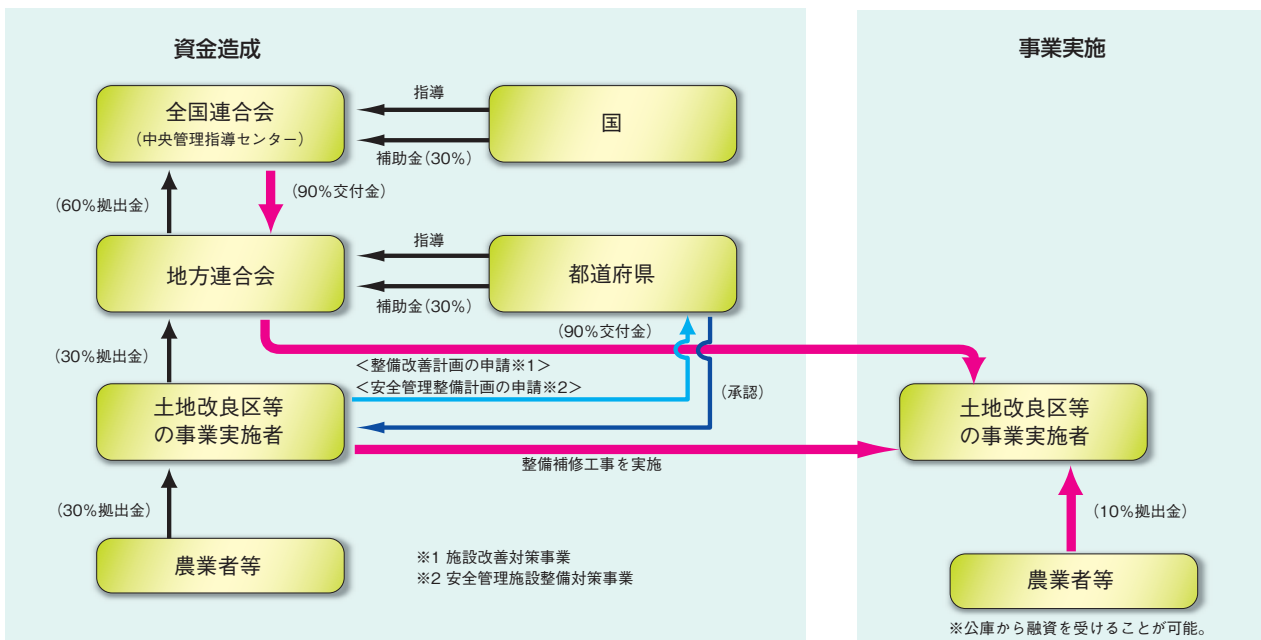
- ① 事業実施者は、管理専門指導員による施設の診断結果に基づき、地方連合会に加入申込をします。  
 なお、加入申込に先立って、施設改善対策事業にあつては、土地改良施設整備改善計画を、安全管理施設整備対策事業にあつては、安全管理整備計画を立てて都道府県知事の承認を受けます。
- ② 地方連合会は、a. 事業費、b. 整備補修の内容、c. 工事を施行する年度を定めます。
- ③ 事業実施者は、事業費の30%に相当する額を5年間（施設改善対策事業、安全管理施設整備対策

事業にあつては、3年間）均等に毎年地方連合会を通じ全国連合会に拠出します。

- ④ 工事を施行する年度（5年間（施設改善対策事業、安全管理施設整備対策事業にあつては、3年間）の内の定められた年度）に加入事業費の90%の額が全国連合会から地方連合会を通じて事業実施者に交付されます。

残りの10%に相当する額は、事業実施者が調達することになりますが、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫）の農業基盤整備資金の融資を受けられます。

## ○資金造成と資金交付の流れ

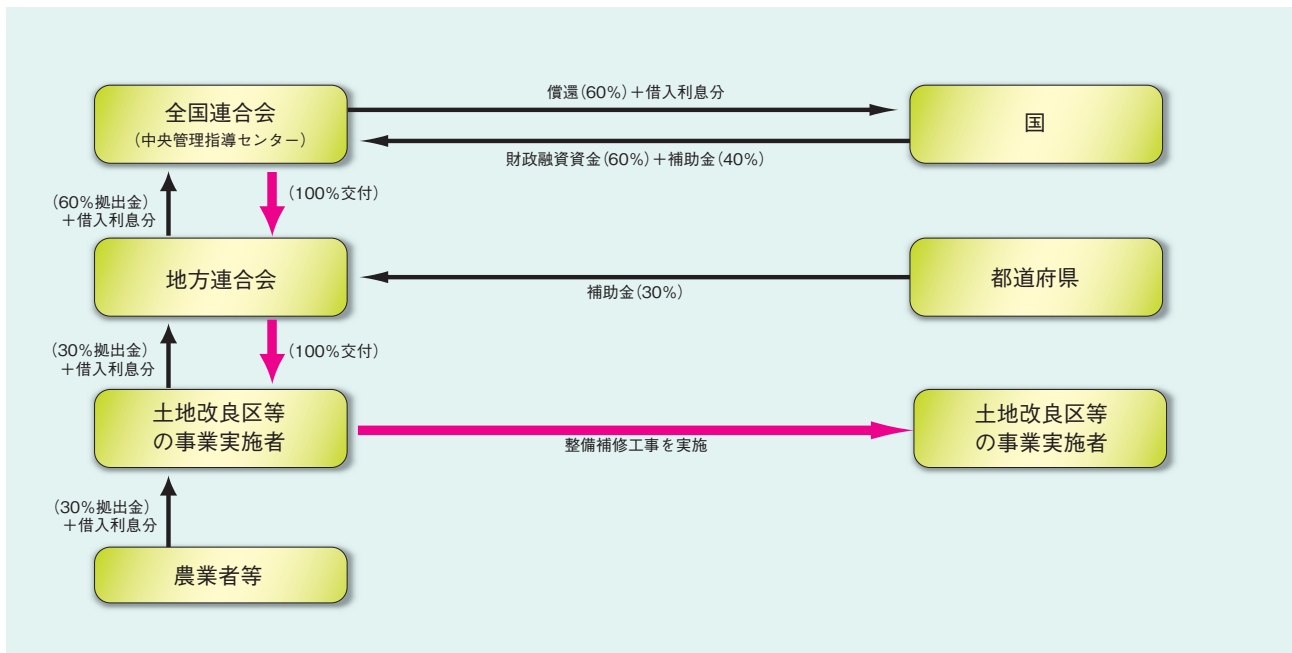


### ●整備補修事業(連携管理保全型)の仕組み

- ① 事業実施者は、管理専門指導員による施設の診断結果に基づき、地方連合会に加入申込をします。  
 なお、加入申込に先立って、水土里ビジョンを策定し、都道府県知事の認可を受けます。
- ② 地方連合会は、a. 事業費、b. 整備補修の内容、c. 工事を施行する年度(原則1年目)を定めます。

- ③ 工事を施行する年度に加入事業費の100%の額が全国連合会から地方連合会を通じて事業実施者に交付されます。
- ④ 事業実施者は、事業費の30%に相当する額と借入利息相当額を5年間均等に毎年地方連合会を通じ全国連合会に拠出します。

### ○資金造成と資金交付(償還)の流れ



### ◆ 事業における留意点 ◆

連携管理保全型は水土里ビジョンに位置付けられる施設、または市町村長等の関係者との協議の上、水土里ビジョンに位置付けられることが確実と見込まれる施設が対象となります。

また、財政融資資金を借りるため、原則として加入初年度に整備補修事業を実施することとなります。

# 整備補修事業実施の例示

## I 整備補修事業（一般型、連携管理保全型）

### 1 揚水機場

揚水機場に設置されている揚水機、原動機及び除塵装置等の附帯施設を一体として1施設として扱います。

（態様）

- ① 揚水機の分解、補修
- ② 原動機の分解、補修
- ③ 電気系統の補修（制御装置を含む）。

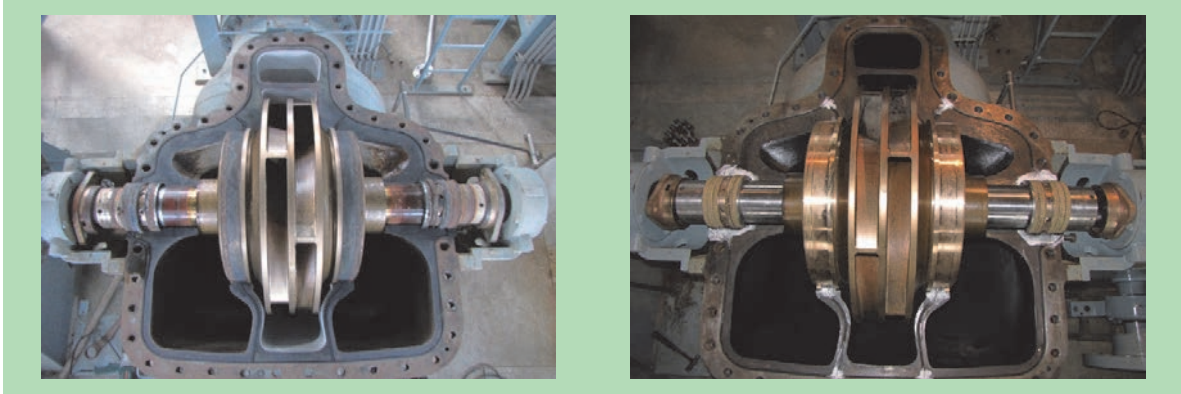
④ その他

（除塵装置の塗装、補修及び観測、通信通報用施設、地盤沈下等による基礎、建屋、フェンス等の補修）

（説明）

①から④までの整備補修費の合計額は一般型では200万円以上、連携管理保全型では100万円以上であることが必要です。

ただし、経常的なものは除きます。



主ポンプの分解補修（羽根車等の整備補修）



ポンプの整備補修、電動機交換



除塵装置の分解補修、塗装

## 2 ダム、頭首工及び樋（水）門

ダム、頭首工、樋（水）門及びこれらの施設の機能を保持するために設置された除塵装置等の附帯施設を一体として1施設として扱います。

（態様）

- ① 門扉、開閉装置の塗装、補修
- ② 門扉のワイヤーロープ、水密ゴム等の交換
- ③ 電気系統の補修
- ④ 観測、通信通報用施設の補修

⑤ その他

（除塵装置、インクライン、キャットウォーク等の塗装、補修及び防塵ネット、エプロン、水叩部、護岸、操作室の建屋、フェンス等の補修）

（説明）

①から⑤までの整備補修費の合計額は一般型では200万円以上、連携管理保全型では100万円以上である必要があります。

ただし、経常的なものは除きます。



門扉の塗装



扉体の分解補修



巻上機の整備補修

### 3 ため池

ため池及びため池の機能を保持するために設置された除塵装置等の附帯施設を一体として1施設として扱います。

(態様)

- ① 取水ゲート、土砂吐ゲート、開閉装置等の塗装、補修
- ② 堤体の補修、堆積土砂の浚渫
- ③ 電気系統の補修

④ その他

( 観測、通信通報用施設、防塵ネット、  
操作室の建屋及びフェンス等の補修 )

(説明)

①から④までの整備補修費の合計額は一般型では200万円以上、連携管理保全型では100万円以上である必要があります。

ただし、経常的なものは除きます。



堆積土砂の浚渫



堤体(護岸)の補修



堤体・遮水シートの張り替え

## 4 用排水路

1路線を1施設とし、分土工、除塵装置等は用排水路に附帯する構造物として一体として扱います。

(態様)

### ① 開水路

- ア 護岸、床張、分土工、落差工等の塗装、補修
- イ 1路線の一部につき、土水路をコンクリート水路、柵渠等にする改修
- ウ 浚渫であって、数年間隔で堆積土砂の除去を機械力で行うもの
- エ その他  
(除塵装置、フェンス等の塗装、補修)

### ② 管水路

管水路の破損部分の交換、補修、塗装、ジョイントの補修等

(説明)

①及び②の整備補修費の合計額は一般型では200万円以上、連携管理保全型では100万円以上であることが必要です。

ただし、経常的なものは除きます。



水路の目地補修及び表面被覆工



土水路の改修（法止めを兼ねた水路の改修）



管水路（水管橋）の補修・塗装



分土工（水位調整ゲート）の塗装



管水路（漏水箇所）の補修

## 5 畑かん施設

同一配水系統に属する送水管、撒水制御装置、揚水機等を一括して1施設として扱います。

(態様)

- ① 揚水機、空気圧縮機、撒水制御装置等の機器類及び電気系統の補修
- ② 送水管、給水栓、電磁弁の補修、更新

(説明)

①及び②の整備補修費の合計額は一般型では200万円以上、連携管理保全型では100万円以上であることが必要です。

ただし、経常的なものは除きます。



圧力タンクの補修、塗装



ファームポンド 漏水部の補修



加圧ポンプの更新



減圧弁の補修



ポンプ制御盤の更新



空気弁の更新

## II 設備改善

### 1 観測用及び通信通報用設備

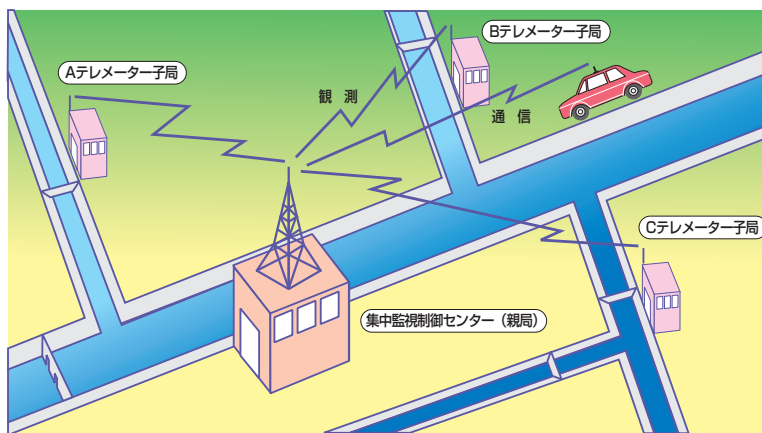
(態様)

- ① テレコン、テレメーター、水位計、流量計等の観測、自動制御機器類の新設、増設、更新
- ② 無線電話等通信施設（基地局、移動局）及び警報施設の新設、増設、更新

(説明)

①及び②の設備改善費の合計額は一般型では200万円以上、連携管理保全型では100万円以上であることが必要です。

ただし、経常的なものは除きます。



監視制御機器の更新



水位計測器の更新



流量計の更新



監視カメラの設置

## 2 流木処理用設備等

(態様)

- ① 自動巻上除塵機、バースクリーン等の流木処理施設の新設、増設、更新
- ② 防塵ネットの新設、増設、更新
- ③ 頭首工、揚水機場、ダム、ため池、水路のフェンスの新設、増設、更新（本体と一体的に実施）
- ④ 使用電力節減のための機器の更新（変圧器、動力機、高効率ポンプ等）

- ⑤ 管理の効率化のための水門等開閉機器の自動化への更新

(説明)

①から⑤までの設備改善費の合計額は一般型では200万円以上、連携管理保全型では100万円以上であることが必要です。

ただし、経常的なものは除きます。



スクリーンの整備補修で管理作業を軽減



開閉機器の自動化



高効率型モータへの更新

### Ⅲ 定期的な整備補修を必要とする数個の施設の整備補修の態様

下記の態様は例示であり、それぞれの施設を連動して操作する必要がある等の有機的な関連がある場合には、それらの施設を組み合わせて適正化事業に加入することができます。

また、数個の施設の整備補修費の合計額は一般型では 200 万円以上、連携管理保全型では 100 万円以上であることが必要です。

ただし、経常的なものは除きます。

- |             |            |
|-------------|------------|
| ① 頭首工と頭首工   | ⑤ 頭首工と樋水門  |
| ② 揚水機場と揚水機場 | ⑥ 揚水機場と樋水門 |
| ③ 樋水門と樋水門   | ⑦ 頭首工と水路   |
| ④ 頭首工と揚水機場  | ⑧ 揚水機場と水路  |

## 施設改善対策事業実施の例示

水田地域において、高収益作物を導入し、産地形成を行うために必要となる揚水機場、水路、水管理制御設備等の整備を 1 施設又は一体として扱います。

- ① 揚水機場  
ポンプ設備のオーバーホール、インバーター化等の整備補修
- ② 水路  
ア 水路の浚渫、漏水防止、部分的なパイプライン化等の整備補修

- イ 分水施設、合流施設及び調整施設の自動化・電動化等の整備補修
- ③ 水管理制御設備  
水管理制御施設の高度化等の整備
- ④ その他  
特に必要と認められる用排水施設の整備補修

(説明)

①から④までの事業費の合計額が 200 万円以上であることが必要です。

ただし、経常的なものは除きます。

## 安全管理施設整備対策事業実施の例示

安全管理施設整備対策事業として行う土地改良施設の工事とは、次に掲げる施設の整備補修で、1 施設又は一体として扱います。

- ① 開水路及び水路諸施設周辺への立入り並びに危険区域への立入りを防止するためのフェンス、ハンドレール、通行止門扉等の整備補修
- ② 車両等の転落防止のための防護柵、フェンス、ハンドレール等の整備補修

- ③ 農業水利施設への転落事故の防止を図るための蓋の整備補修
- ④ その他農業水利施設への転落事故の防止を図るための安全管理施設の整備

(説明)

①から④までの事業費の合計額が 100 万円以上であることが必要です。(緊急整備補修の場合は、この限りではありません。)

ただし、経常的なものは除きます。



# 緊急整備補修の概要

## 1 緊急整備補修とは

緊急整備補修は、整備補修事業（一般型）の特例として、下記の理由により施設の整備補修を緊急的に実施する必要がある場合、事業に必要な拠出金を当該年度に一括して拠出し、整備補修を実施するものです。

なお、緊急整備補修は、整備補修事業（一般型）の一環として実施されますので、助成及び実施の手続きは、通常の実備補修事業と同様です。

- (1) 予測し得ない事故等の発生により緊急に対象施設の整備補修をする必要がある場合。
- (2) 農村地域の都市化、混住化及び施設管理者の高齢化の進展等に伴う施設管理体制の著しい低下により、予定年度を早めて整備補修を実施する必要がある場合。

## 2 緊急整備補修の実施方法

- ① すでに整備補修事業（一般型）に加入している地区で、実施年度を早めて緊急整備補修を行うことができます。

この場合は、緊急整備補修を実施する地区に代わって、新たに別の地区を計画し、加入させる必要があります。

- ② 現在、整備補修事業（一般型）に加入していなくても、管理専門指導員の診断の結果、加入時期を後年に予定していた施設等において、実施計画を立てて、緊急整備補修を行うことができます。

## 3 資金拠出の方法

2の①の場合、緊急整備補修を実施する土地改良区等は、当該整備補修の実施年度以降に拠出を予定する金額を当該年度に一括して拠出します。

2の②の場合は、当該年度に一括して拠出します。

## 4 安全管理施設の緊急整備補修

安全管理施設の整備を安全管理施設対策整備事業の緊急整備補修として行うことができます。

この場合は、「安全管理施設整備計画」を策定する必要があります。



### ◆緊急整備補修の方法の例◆

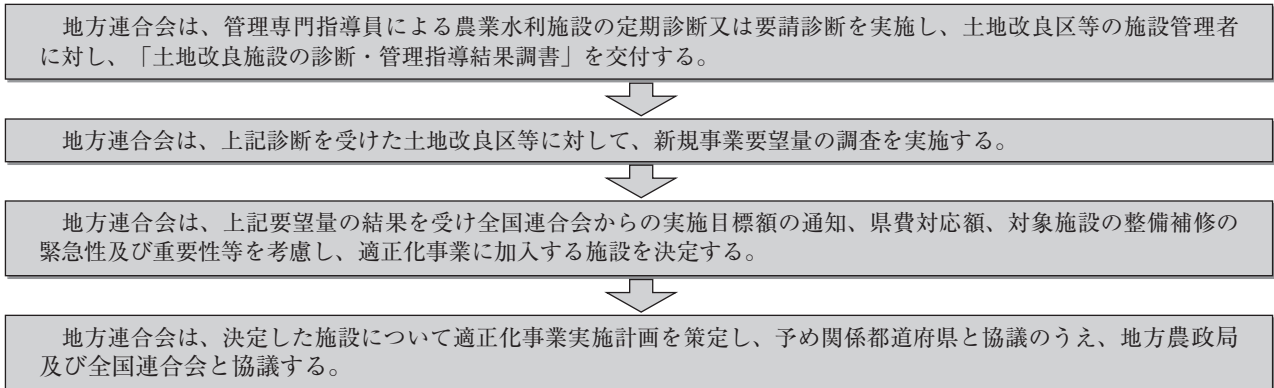
A土地改良区の施設において緊急整備補修を行う場合は、A土地改良区に代わってB土地改良区の施設をR7年度加入地区として、R9年度に整備補修を実施する実施計画の変更を行います。

加入年度	土地改良区	変更前後の区分	施設名	整備補修内容	左の実施予定年度別事業費					変更等の理由
					R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
R7	A土地改良区	前	揚水機場	ポンプの更新			5,000			
緊急整備補修	A土地改良区	後	揚水機場	ポンプの更新	5,000					運転不能
R7	B土地改良区		水路	水路の整備補修			5,000			

代替の施設を加入

# 整備補修事業の加入から事業竣工までの流れ

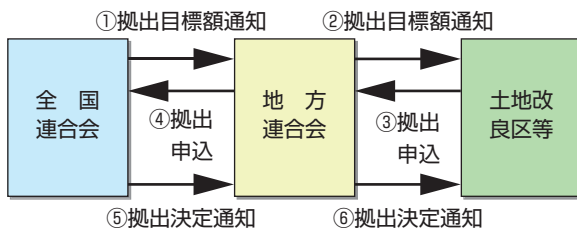
## (1) 整備補修事業への加入（前年度までに）



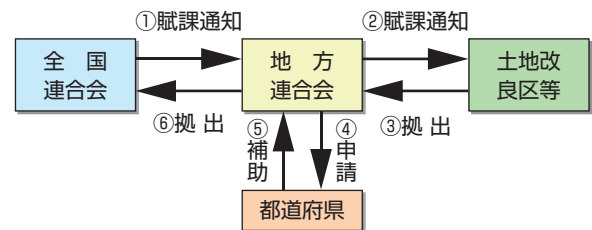
## (2) 資金造成について



### ● 拠出申込と拠出決定通知

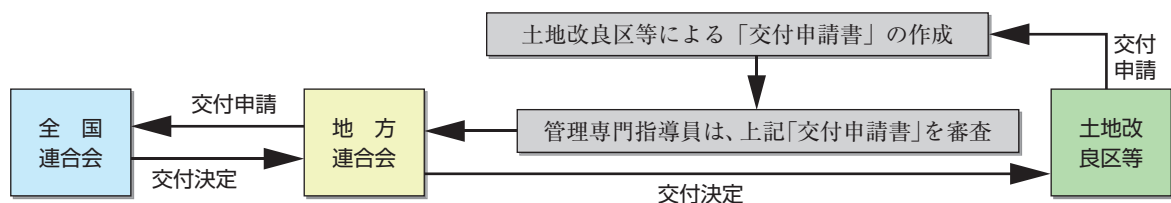


### ● 賦課通知と資金の拠出

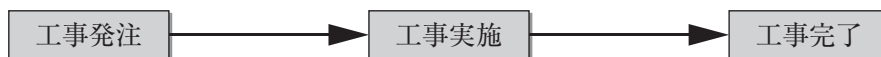


## (3) 事業実施と交付金の交付

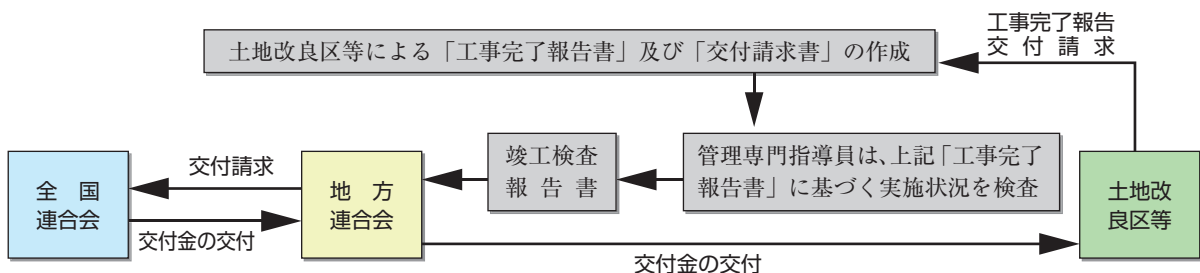
### ① 整備補修事業による施設の整備補修を実施する場合の手続き（交付金の申請と決定）



### ② 整備補修事業による施設の整備補修の実施（土地改良区等）



### ③ 工事の完了報告及び交付請求



みんなで守ろう地域の資産

## 土地改良施設

育てよう自助的努力

適期・的確な施設の管理

小さな投資で大きな効果

## 適正化事業



**全国水土里ネット**

(全国土地改良事業団体連合会)

中央土地改良管理指導センター

(令和8年3月)

〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目7番4号  
砂防会館別館4階

TEL. 03-3234-5125 FAX. 03-3234-5670

■適正化事業の実施については、都道府県土地改良事業団体連合会にご相談ください。